

平成23年11月20日執行

河沼郡選挙区

福島県議会議員一般選挙選挙公報

福島県選挙管理委員会



自由民主党公認

こばやし 昭一

五十九歳

プロフィール

会津坂下町消防団副団長 会津坂下町議会議員四期 会津坂下町
議会議員 河沼地方町村議長会長 現会津坂下町商工会副会長
現自由民主党会津坂下支部長

変化への対応！変化への挑戦！

大震災、水害、原子力事故の国難の中、福島県を取り巻く全てで制度や仕組みが大きく変り始めています。その変化に早く対応し河沼を素敵な地域として再生させるため全力で取り組みます。

○東日本大震災、只見川流域

豪雨災害からいち早い復興、再生
国道252号線、JR只見線、只見川等河川の早期復旧を促進します。また、今なお続いている原子力災害を早急に克服し、河沼のホットスポット除染を推進します。

○未来を担う子ども達の育成

河沼を担える子ども達を育成します。県立高校の充実を図ります。
安全に安心して暮らせる河沼をつくります。

○地域産業の振興

農林業、観光物産、商工等々総ての産業を振興し後押しします。
河沼を愛し、人々がつながり合い、地域コミュニティ豊かな社会をつくります。

○「地域の絆」の発展

地域の保健、医療、福祉格差を是正し、健康で心豊かに暮らせる連携社会をつくります。

○原子力に依存しない

再生可能エネルギーの推進
再生可能エネルギーの研究機関の誘致、省エネルギーライフスタイルを推進します。

○就労機会を創出します

河沼の企業の活性化を図り、就労機会を創出します。
安心して子ども達を育てられる環境と、放射能の影響から守る政策をつくります。

私が河沼を元気にします！

河沼郡の用務員 おざわ隆

◎ おざわ隆は、基本姿勢を保ち続けます！

『3つの基本』

- 信頼される誠実な政治 ……約束を守ります！
- みんなと話し合える県政 …「絆」「結」を大切にします！
- 素敵な河沼の創造 ……夢を実現していきます！

『理念』

- 不便なところを便利にし
- 危険なところを安全にしていくことが使命です！
- 河沼郡の代弁者、河沼郡の用務員として、政党に属さず、「安心して生活できる社会」を実現させます！

東日本大震災及び原発事故、更には奥会津大水害以来、福島県政を取り巻く状況は困窮を極め、県民生活に大きな影を落としています。会津地域、河沼郡内においても、万全な放射能対策、河川・橋梁の復旧など迅速な対応が迫られています。

おざわ隆は、4期16年の経験と人脈を生かし、早急な整備復興、安心と安全の確保に取り組みます。

子どもたちが夢と希望を持ち
若者が生き生きと働ける社会を創り、
おとしよりが安心して暮らせる河沼にします

『人がほほえみ、地域が輝く

‘ほっとする、ふくしま、かわぬま。』

「ハードの仕上げ」をやります

- ・医療環境の向上と、安心して出産・育児できる環境づくり、医療福祉の充実に取り組みます。
- ・安心・安全の生活空間の確保に取り組みます。

「ソフトの確立」を進めます。

- ・未来を見据え、地域の特性を生かした、確実な地域振興に取り組みます。
- ・水と土を大切にし、農業振興を図ります。
- ・河沼の宝（地形条件・水資源・産品・交通網など）を利活用した商工業と観光の振興に取り組みます。



おざわ隆

投票日に投票できない方は、

期日前投票制度 又は 不在者投票制度 を利用しましょう！！

避難されている方は、避難先の市区町村で不在者投票ができます。

■場 所／期日前投票：各市町村選挙管理委員会が定める場所
不在者投票：滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会

■手続き／期日前投票：期日前投票所に行って直接、投票箱に投票します
（ただし、宣誓書の記載が必要となります）

不在者投票：

① 投票用紙等を請求する

② 投票用紙等を受け取る

③ 滞在地（避難先）の市区町村で投票する

- ・「不在者投票請求書・宣誓書」を、住民票のある市町村選挙管理委員会に郵送してください。
- ・様式は、県選挙管理委員会ホームページからダウンロードできます。
- ・【注意】受け取った投票用紙への事前記入等はしないでください。
- ・滞在地（避難先）の市区町村から住民票のある市町村に投票用紙を送る必要があるため、余裕を持って早めの投票をお願いします。

この選挙公報は、候補者から法定期間内に提出された原稿をそのまま写真にとり、印刷したものです。

候補者等が選挙公報をホームページに掲載することや印刷して頒布すること等は、選挙運動用文書図画の規制等の規定に抵触するおそれがあります。

平成23年11月20日執行

河沼郡選挙区

福島県議会議員一般選挙選挙公報

福島県選挙管理委員会

県議会議員選挙 投票日11月20日(日)

投票日に投票できない方は、

期日前投票制度 又は 不在者投票制度 を利用しましょう！！

避難されている方は、避難先の市区町村で不在者投票ができます。

■期 間／ 11月11日(金)～11月19日(土)

■時 間／ 8:30～20:00 (※一部、異なる場合があります)

期日前投票所によっては、投票できる期間や投票時間が異なる場合がありますので、各市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。福島県選挙管理委員会のホームページ、福島県モバイル県庁に県内市町村の期日前投票所及び投票時間を掲載しております。

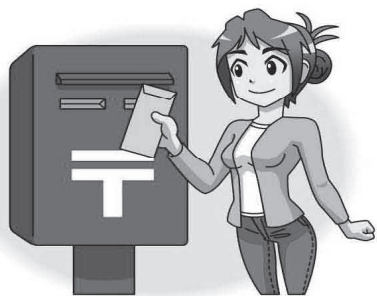
選挙が行われていない福島県外の市区町村で不在者投票を行う場合、不在者投票のできる時間は執務時間内（一般的には平日の8:30から17:00まで）となりますので、ご注意ください。

■場 所／ 期日前投票：各市町村選挙管理委員会が定める場所

不在者投票：滞在地(避難先)の市区町村選挙管理委員会

■手続き／ 期日前投票：期日前投票所に行って直接、投票箱に投票します
(ただし、宣誓書の記載が必要となります)

不在者投票：



① 投票用紙等を請求する

「不在者投票請求書・宣誓書」に必要事項を記入し、住民票のある市町村の選挙管理委員会へ郵送してください(メールやFAXでの請求はできません)。
※様式は、県選挙管理委員会ホームページからもダウンロードできます。



② 投票用紙等を受け取る

住民票のある市町村の選挙管理委員会から、郵送されてきた封筒(投票用紙、投票用封筒(内封筒と外封筒)、不在者投票証明書)を受け取ってください。
【注意】不在者投票証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。投票ができなくなります。



③ 滞在地(避難先)の市区町村で投票する

受け取った封筒を持参して滞在地(避難先)の市区町村選挙管理委員会で投票してください。滞在地の市区町村から住民票のある市町村に投票済の投票用紙を送る必要があるため、余裕を持って早めの投票をお願いします。

詳しくは、県選挙管理委員会又は最寄りの各市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

この選挙公報は、候補者から法定期間内に提出された原稿をそのまま写真にとり、印刷したものです。

候補者等が選挙公報をホームページに掲載することや印刷して頒布すること等は、選挙運動用文書図画の規制等の規定に抵触するおそれがあります。